

平成16年1月22日

18. 国公私立大学における医師の名義貸し等の実態調査結果について

1 調査の趣旨・目的

- 北海道内の大学に在籍する一部の医師が、道内の医療機関に対して名義を貸し、その対価として報酬を受け取っていたことが判明。
- 文部科学省としては、事態の重大性に鑑み、平成15年9月5日付で、国公私立大学における名義貸し等の実態および防止方策に関する調査を実施し、この度その結果をとりまとめた。
- 本調査は、各公私立大学における名義貸し及び名義貸し関与行為の実態を把握し、これらの違法行為を根絶するとともに、抜本的な防止方策や大学と地域医療機関との関係の検討に必要な資料を得ることを目的として実施したものである。

-6-

2 調査依頼先

- 各公私立医科大学（医学部）及び同附属病院
- （社）日本私立医科大学協会（各私立医科大学（医学部）及び同附属病院）

3 調査の概要

（1）各大学における調査対象者

平成15年9月1日現在、各大学の医学部・附属病院、医系大学院等に在籍する教職員、研修医、大学院生等で医師免許を有する者

（2）調査対象期間

平成14年4月1日～平成15年9月1日

（3）調査内容

- 調査対象期間において名義貸し及び名義貸し関与行為を行った者の人数
- 名義貸し等についての防止方策

4 調査結果の概要

(1) 名義貸し等の実態調査結果

区分	調査対象	名義貸し		名義貸し関与	
		14.4~15.3	15.4~15.9	14.4~15.3	15.4~15.9
国立	大学数(校)	42	29	25	3 0
	人 数(人)	32,807	553	301	3 0
公立	大学数(校)	8	3	2	1 1
	人 数(人)	7,027	79	29	2 1
私立	大学数(校)	29	19	18	0 0
	人 数(人)	33,728	104	95	0 0
計	大学数(校)	79	51	45	4 1
	人 数(人)	73,562	736	425	5 1

(注1)「名義貸し」とは、保険医が勤務せず、保険医療機関に保険医の名義を貸すことであり、常勤として勤務せず常勤の保険医となっている場合を含む。また、「名義貸し関与」とは、名義貸しに関して、仲介、斡旋、指示、要請、受諾等を行うことである。

(注2) 人数はそれぞれの期間ごとの実人数である。

(2) 各大学における防止方策の具体例

○教育・研修の充実

- ・学部授業科目への医療法規の導入
- ・入学時のガイダンス、オリエンテーション等での注意喚起
- ・職員採用時の研修会の充実

○医師紹介体制の整備（医師紹介窓口の一本化等）

○医師紹介手続き等の透明化・明確化

- ・医療機関における身分・雇用条件の明確化
- ・院外での勤務実態の定期的調査
- ・服務に関する倫理規定の整備
- ・兼業規定の見直し

○検討委員会の設置・検討

- ・学内検討委員会における医師紹介、医局のあり方等の検討
- ・地域医療連絡協議会の設置・検討

○その他

- ・名義貸しの定期的調査
- ・大学院生に対する国民健康保険への加入促進
- ・大学院生の待遇改善
- ・医療機関に対する医師需要の実態調査

5 今後の対応

文部科学省としては、各大学に対して、名義貸しの根絶に向けた防止方策を徹底するよう、通知を発出する予定。

また、関係会議などあらゆる機会を通じて改めて注意を喚起する。

- [・日本私立医科大学協会理事会（1月22日）
・国立大学医学部長、歯学部長及び病院長会議（2月16日）など]